

## 奈良県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十四年分の収支報告書について、大久保かずとしを支える168会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十五年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十二号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年三月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

大久保かずとしを支える168会の項1中「収入総額」を「収入総額」を

「収入総額」に改め、「前年繰越額」を「前年繰越額」を削

る。